政　令

石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年十一月十三日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百四十九号

石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令

内閣は、石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第十九条の二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

別表第三第二地区の項中「及び第十二号から第十四号まで」を「、第十二号及び第十三号」に改める。

附　則

この政令は、公布の日の翌日から施行する。

総務大臣　藤井比早之
経済産業大臣　赤澤　亮正
内閣総理大臣　高市　早苗

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年十一月十三日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百五十号

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二条第二号及び第四十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三項中「令和七年四月一日」を「令和八年四月一日」に改める。

別表第二号イを次のように改める。

イ　北海道勇払郡厚真町の区域のうち次の区域

(1)　字共和の区域のうち主務大臣の定める区域

(2)　字浜厚真の区域のうち主務大臣の定める区域

別表第十五号を次のように改める。

十五　削除

別表第二十五号(2)中「区域　中央区日の出三丁目、竜が島一丁目、竜が島二丁目及び沼垂東二丁目から沼垂東六丁目までの区域」を「区域」に改め、「並びに中央区山木戸」を削り、同表第四十四号を次のように改める。

四十四　削除

別表第六十八号(1)中「大字一ノ洲、大字家島字一本木、字城ノ内、字渡場、字横合、字上西川、字東松浦、字内中州、字東中洲及び字飛島」を「大字一の洲」に改め、「字新田、字江ノ道及び」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日の翌日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（石油コンビナート等災害防止法施行令の一部改正）

3　石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

別表第三第三地区の項中「別表第十五号から第十七号まで」を「別表第十六号及び第十七号」に改め、同表第九地区の項中「別表第四十四号、第四十九号」を「別表第四十九号」に改める。

総務大臣　藤井比早之
経済産業大臣　赤澤　亮正
内閣総理大臣　高市　早苗

省　令

○厚生労働省令第百五十五号

予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十二条第一項の規定に基づき、予防接種法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十一月十三日

厚生労働大臣　上野賢一郎

予防接種法施行規則の一部を改正する省令

予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（報告すべき症状） **第五条**　法第十二条第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる対象疾病の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる症状であって、それぞれ接種から同表の下欄に掲げる期間内に確認されたものとする。	（報告すべき症状） **第五条**　法第十二条第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる対象疾病の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる症状であって、それぞれ接種から同表の下欄に掲げる期間内に確認されたものとする。